

(別紙1)対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護等の業務」の実務経験として認める施設のうち、技能実習の対象になるものであって、現行制度において存在するものについて、整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象）

別紙3

児童福祉法関係の施設・事業
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設（※指定発達支援医療機関を含む。）
児童発達支援センター
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援

障害者総合支援法関係の施設・事業
居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
療養介護
生活介護
短期入所
重度障害者等包括支援
障害者支援施設
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
共同生活援助（グループホーム）（外部サービス利用型を除く）
移動支援事業
地域活動支援センター
福祉ホーム
訪問入浴サービス

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護
指定地域密着型通所介護（指定療養通所介護を含む）
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム※1
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設）
軽費老人ホーム※1
有料老人ホーム※1
指定小規模多機能型居宅介護※2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
指定看護小規模多機能型居宅介護※2
指定訪問入浴介護
指定介護予防訪問入浴介護
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
介護医療院
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護

指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定期巡回・随時対応型訪問介護看護
生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設
その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
病院又は診療所
病院
診療所

※1 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）を行う施設を対象とする。

※2 訪問系サービスに従事することは除く。

※3 有料老人ホームとして要件を満たす施設のみ、有料老人ホームに該当するものとして対象とする。

令和8年度診療報酬改定を踏まえた「協力医療機関連携加算に係る要件変更」及び「やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い」に関する通知の改正について

参照 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/001698614.pdf>

詳細

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）の一部改正

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

1 通則

(1) ～(7) (略)

(8) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

① ～③ (略)

④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。小規模多機能型居宅介護事業所並びに看護小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員及びサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所並びにサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における指定地域密着型サービス基準第63条第12項に規定する研修修了者並びに認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合及び認知症対応型共同生活介護事業所（サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所を除く。）における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。ただし、都道府県（指定都市を含む。以下同。）における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれる職員（以下この④において「研修未修了職員」という。小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては介護支援専門員を、認知症対応型共同生活介護事業所にあつては計画作成担当者を指す。）を新たに配置した場合は、当該配置の翌月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとす

る。なお、当該研修未修了職員が研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月（⑤が適用されている場合は人員欠如が発生した月から起算して第四月目に当たる月）に遡って減算を行うこととする。ただし、当該研修未修了職員が研修を修了しなかった理由が、当該研修未修了職員の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合、当該離職等の翌々月までに、研修未修了職員を新たに配置したときは、当該配置を行った月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は、引き続き減算対象としない取扱いとすることで差し支えない。

⑤ 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数を下回った場合（③ロ及び④の場合に限る。）であって、次のイからニまでの全てに該当するときは、③及び④前段の規定にかかわらず、1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予する。この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式11に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに市町村長に報告すること。なお、別紙様式11には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。

イ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に定める公共職業安定所（以下単に「公共職業安定所」という。）又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第33条に定める無料の職業紹介事業（以下単に「無料職業紹介事」という。）を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。

ロ 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。

ハ 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所又は施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。

ニ やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所又は施設は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。

7 地域密着型特定施設入居者生活介護費

(1) ～(11) (略)

(12) 協力医療機関連携加算について

① ～③ (略)

④ 「会議を定期的開催」とは、次のいずれかに該当するものであること。なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。

イ 電子的システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、年1回以上開催すること
ロ 年3回以上開催すること。ただし、入院の必要性が認められた当該事業所の入居者が当該協力医療機関で年2件以上入院した場合又は往診の必要性が認められた当該事業所の入居者に当該協力医療機関が年2件以上往診を実施した場合には、当該協力医療機関との会議の開催を年1回以上開催することで差し支えないこととする。また、この場合において、入退院又は往診に際して当該協力医療機関の職員と、当該事業所の入居者の急変時の対応方針及び診療又は入院若しくは往診依頼時の連絡方法等に係る適切な情報共有が行われていること。

運営指導における不適正事項等

不適正事項	根拠法令	具体的な内容
【人員基準】 ○機能訓練指導員が配置されていない	(平 18 厚労省令第 34 号第 131 条)	・機能訓練指導員が 1 以上配置されていない。
【設備基準】 ○居室内のブザー又はこれに代わる設備が外されている。	(平 18 厚労省令第 34 号第 160 条)	・ナースコールを外して、使用できないようにしている。
【運営基準】 ○要介護認定の更新申請の援助が遅れている	(平 18 厚労省令第 34 号第 157 条において準用する第 3 条の 11)	・入所者の要介護認定の有効期間が終了してから更新申請の援助を行っている。
○運営推進会議の運営が基準を満たしていない	(平 18 厚労省令第 34 号第 157 条において準用する第 85 条)	・おおむね 2 月に 1 回以上開催されていない。 ・議事録が公表されていない。
○入所者の被保険者証に必要事項を記載していない	(平 18 厚労省令第 34 号第 135 条)	・入所時に入所の年月日、入所施設の種類・名称を、退所時に退所年月日を入所者の被保険者証に記載していない。
○地域密着型施設サービス計画の見直しが検討されていない	(平 18 厚労省令第 34 号第 138 条)	・入所者が要介護認定の更新を受けているにもかかわらず施設サービス計画の見直しが検討されていない。
○口腔衛生の管理体制に係る計画が作成されていない。	(平 18 厚労省令第 34 号第 142 条の 2)	・施設において、歯科医師等が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年 2 回以上行い、歯科医師等の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成していなかった。

不適正事項	根拠法令	具体的な内容
○ <u>認知症介護基礎研修が必要な従業者に当該研修を受講させていない。</u>	<u>(平 18 厚労省令第 34 号第 167 条)</u>	・ <u>全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていない。</u>
○入所者等の秘密保持のための措置が不十分	(平 18 厚労省令第 34 号第 153 条)	・ 従業者又は従業者であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者等から誓約書を得ているが、誓約書がとられていない従業者がいる。
○事故発生防止のための措置が不十分	(平 18 厚労省令第 34 号第 155 条)	・ 事故発生の防止のための指針が整備されていない。
○事故発生時の対応が不十分	(平 18 厚労省令第 34 号第 155 条)	・ 入所者に対するサービスの提供により事故が発生し受診した場合等で、市に事故報告を行っていない。
○褥瘡予防のための対策が不十分	(平 18 厚労省令第 34 号第 163 条)	・ 褥瘡対策のための指針が整備されていない。 ・ 褥瘡対策チームに栄養士がいない。
○入所者預り金の管理について入所者の同意書がない	(平 18 厚労省令第 34 号第 165 条)	・ 入所者の日用品費の支払等のため、預り金の管理を行っているにもかかわらず入所者の同意書がない。
○身体的拘束等の適正化のための対策が不十分	(平 18 厚労省令第 34 号第 165 条)	・ 身体的拘束等を行う場合に必要な記録がない。 ・ 身体的拘束等の適正化の研修を年 2 回以上、新規採用時に実施されていない。 ・ 指針に必要な項目が不十分。 ・ 身体拘束を行う場合の同意書に身体拘束の期限が定められていない。

不適正事項	根拠法令	具体的な内容
○虐待の発生又はその再発を防止するための措置が不十分	(平 18 厚労省令第 34 号第 157 条において準用する第 3 条の 38 の 2)	・ 指針に必要な項目が不十分。
○ユニットごとに常勤のユニットリーダーがいなかった	(平 18 厚労省令第 34 号第 167 条)	・ ユニットリーダーが複数のユニットリーダーや他のユニットの職員として勤務している。
○ユニットケアリーダーケア研修を受講したユニットリーダーがいなかった	(平 18 厚労省令第 34 号第 167 条)	・ ユニットケアリーダー研修を受講した職員が 1 名しかいない。
【介護報酬基準】 ○看護体制加算が適正に算定されていない	(平 18 厚労省告示 第 126 号別表の 7)	・ 算定に必要な数の看護職員の配置がない月に加算を算定している。 （Ⅰ）常勤の看護師が 1 名以上配置されず、准看護師のみの配置となっている。 （Ⅱ）看護職員が常勤換算方法で 2 名以上の配置となっていない。
○退所時相談援助加算が適正に算定されていない	(平 18 厚労省告示 第 126 号別表の 7)	・ 退所の日から 2 週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村等に、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供していない。
○個別機能訓練加算が適正に算定されていない	(平 18 厚労省告示 第 126 号別表の 7)	・ 個別機能訓練に関する記録に、実施時間及び実施内容が記録されていない。
○看取り介護加算が適	(平 18 厚労省告示	・ 常勤の看護師が 1 名以上配置されず、准

不適正事項	根拠法令	具体的な内容
正に算定されていない	第126号別表の7)	看護師のみの配置となっているのに加算を算定している。 ・入所の際に、入所者又はその家族に対して見取りに関する指針の内容を説明し、同意を得ていない。
○口腔衛生管理加算が適正に算定されていない	(平 18 厚労省告示 第126号別表の7)	・口腔衛生の管理を月2回以上行っていないにもかかわらず加算を算定している。 ・「口腔衛生管理に関する実施記録」を保管していない
○療養食加算が適正に算定されていない	(平 18 厚労省告示 第126号別表の7)	・提供する療養食が基準に適合（減塩食について総量 6.0g 未満等）していない日について加算を算定している。

【その他注意点】

- ・ 従業者が事業所内や併設の複数の事業所間で兼務している場合に、辞令書等による各事業所への配置及び職種の位置づけがない。
- ・ 感染症対策委員会や事故発生の防止のための委員会の出席状況が悪い。
- ・ インターネット上の情報を印刷したものや、資料のコピーをマニュアルとしており、事業所の実態に即したマニュアルが作成されていない。
- ・ 介護計画に位置づけたサービスの実施状況が、介護記録から読み取れない。
- ・ 清潔なものと不潔なもの（使用済みオムツ等）が分別管理されていない。
- ・ 各種加算の算定要件を十分に確認しないまま、加算を算定している。
- ・ 同意を得た記録がないなど、加算の算定要件が記録上確認できない。